

横浜市生活環境の保全等に関する条例・施行規則対照表(抜粋)

条例	施行規則
<p>第3節 再生可能エネルギーの導入            (再生可能エネルギーの導入の検討及び報告)            第146条の2 規則で定める建築物の建築しようとする者は、再生可能エネルギー(太陽光、太陽熱その他規則で定めるエネルギーをいう。以下同じ。)の導入を検討し、規則で定めるところにより、その検討の結果を市長に報告しなければならない。</p>	<p>第3節 再生可能エネルギーの導入            (再生可能エネルギーの導入の検討及び報告)            第90条の2 条例第146条の2に規定する規則で定める建築物は、床面積(増築又は改築の場合にあつては、当該増築又は改築に係る部分の床面積)の合計が2,000平方メートル以上である建築物(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第18条第3号に規定する建築物を除く。)とする。</p> <p>2 条例第146条の2に規定する規則で定めるエネルギーは、風力、水力、地熱、バイオマス(動植物に由来する有機物であつてエネルギー源として利用することができるもの(原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭並びにこれらから製造される製品(以下「化石燃料等」という。)を除く。)をいう。)を熱源とする熱その他化石燃料等を熱源とする熱以外のエネルギー(原子力を除く。)とする。</p> <p>3 条例第146条の2の規定による報告は、当該建築物について建築基準法第6条第1項若しくは第6条の2第1項に規定する確認の申請又は同法第18条第2項に規定する計画の通知をする予定の日の21日前までに行うものとする。</p>